

## 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

### 記

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	35.0
実質公債費比率	12.6	25.0	35.0
将来負担比率	2.4	350.0	

資金不足比率		経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
集落排水事業特別会計	—	20.0

※各比率の「—」は、赤字又は資金不足がないことを表す。